# 「千葉県浄化槽取扱指導要綱改正案」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部水質保全課浄化槽班

1　パブリックコメント実施期間　　令和８年９月１日（火）～９月３０日（水）

2　意見提出者数（意見の延べ件数）　　１人（１件）

3　提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

| 御意見の概要 | 県の考え方 |
|---|---|
| 第８　浄化槽保守点検業者の責務　第９号 | |
| 「第８　浄化槽保守点検業者の責務」の９について次のとおり修正できないか。<br>「ＢＯＤ検査を推進するため、条例第９条第１項の規定により置く浄化槽管理士に対し、指定検査機関が実施する嘱託採水員講習会を受講させる等、ＢＯＤ検査を実施できる体制を整えること。」<br>（理由）<br>・嘱託採水員講習会は、令和７年度から浄化槽管理士研修会と同時に開催されていて、自動的に受講できることから、浄化槽管理士に嘱託採水員講習会を受講させることは「責務」とするほどの内容ではないように思われる。<br>・指定検査機関と採水業務委託契約を締結することを責務として規定してもらいたい。<br>・ただし、人槽の大きい浄化槽はＢＯＤ検査の対象ではなく、人槽の大きい浄化槽しか点検していない保守点検業者に、採水業務委託契約の締結を求めることは難しいと思う。<br>・そのため、「受講させて」を「受講させる等」という表現に改めてもらいたい。この「等」には、上述のとおり採水業務委託契約の締結を含むものであるが、業者によっては対応可能なものとそうでないものがあるため明記しない表現にしてはどうか。 | 浄化槽保守点検業者がＢＯＤ検査を実施できる体制を整えるためには、浄化槽管理士に嘱託採水員講習会を受講させるだけではなく、指定検査機関と採水業務委託契約を締結するよう努める必要があると考えています。<br>いただいた御意見を踏まえて、本規定を修正しました。 |